

障害のある人に対する情報保障のためのハンドブック

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 障害のある人のコミュニケーション手段を知る..... | 2 |
| 視覚障害のある人が利用するコミュニケーション手段 | 2 |
| 聴覚障害のある人が利用するコミュニケーション手段 | 7 |
| 盲ろう者が利用するコミュニケーション手段..... | 11 |
| カラーユニバーサルデザインと色弱 | 12 |
| 先進的な取組について知る | 13 |
| 最新技術の活用 | 13 |
| 自治体ごとの取組の例 | 15 |
| 情報保障についてより詳しく知る..... | 16 |
| 用語解説 | 16 |
| 参考になるウェブサイト | 22 |
| 障害のある人の情報・コミュニケーション手段に関する相談先..... | 23 |
| 当事者・支援者・関係団体一覧..... | 24 |

このハンドブックは、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を補足するために作成しました。ガイドライン本体には収録できなかった詳細な内容や、頻繁に変化する情報を中心に掲載しています。ガイドライン本体とともに、障害特性の理解や配慮の実践に活用してください。

平成 29 年 3 月

千葉県健康福祉部障害福祉課

障害のある人のコミュニケーション手段を知る

視覚障害のある人が利用するコミュニケーション手段

点字

点字とは

指先で触れて読む文字で、6つの点の組み合わせで表現されています。

縦3個、横2個の6箇所の点が一つの単位（マス）で、凸状の点の有無の組み合わせで五十音や数字、アルファベット、記号を表しています。

点字は視覚障害のある人にとって重要なコミュニケーション手段ですが、全ての人々が点字の読み書きをできるわけではありません。厚生労働省が実施した「平成18年身体障害児・者実態調査」では、点字が利用できる人の割合は障害者手帳の1級を持つ人で25%、2級を持つ人で13%にとどまっています。したがって、視覚障害のある人に配慮した文書等を用意する際には、点字だけには限定せず、その人ごとに適した形態を確認することが望ましいといえます。

点字文書を作成するには

点字文書を作成するには、大きく分けて二つの方法があります。

一つは、点字文書の作成（点訳）を請け負う団体に依頼する方法です。費用や納期は団体によって異なります。具体的な請負団体については、地域の当事者団体や各自治体の障害福祉担当課に問い合わせてください。

もう一つは、パソコンの点訳ソフトと点字プリンタを利用する方法です。点訳ソフトによってテキストファイルを自動で点字に変換し、その結果を専用の点字プリンタで印刷することができます。点訳は自動で行われますが、段落の体裁など基本的な点字の知識は必要です。

なお、封筒や案内板などに貼る点字シールを作成するための、点字機能つきラベルプリンターも市販されています。



点字文書の例。点字と墨字を同じ紙に印刷してあります。



点字プリンタの例。パソコンに接続して使用します。

点字ディスプレイ

パソコンにディスプレイ(モニタ)を接続して目で内容を確認するのと同じように、点字ディスプレイを接続することでパソコン上の文字を点字で読むことができます。点字ディスプレイの表示面には細かい点が並んでいて、文字の内容に応じて凸状に動くことで点字を表現します。ファイルを保存する機能を備えている機器もあり、この場合はパソコンと接続しなくても機器を持ち歩くことで外出先でも内容を確認することができます。点字ディスプレイを利用するためには、電子データでの情報提供が欠かせません。

(ガイドライン 35 ページに点字ディスプレイの写真を掲載しています)

拡大文字

拡大文字とは

県内では平成 27 年度末現在で 11,000 人以上の人が視覚障害による身体障害者手帳を交付されていますが、全ての人が全盲というわけではありません。視覚障害のある人の中には、視力の低下や視野の狭さから見えにくくなっている人も多くいます。この場合、文字の大きさ、字体、太さ、間隔などに配慮した拡大文字を利用することで、視覚から情報を入手できることもあります。

拡大文字の文書を作成するには

拡大文字の最適な大きさは、人によって異なります。特に、視野が狭い場合には大きすぎる文字は読みづらくなるので、可能であればあらかじめ読みやすい大きさを確認しておくことが最適です。たとえば、文部科学省が策定した小中学校用の拡大文字教科書の規格では、18～26 ポイント程度の文字を利用する児童生徒を対象としています。

元の資料を拡大コピーしただけでは、見やすい資料にはなりません。

パソコンで拡大文字を作成する際には、簡単に文字の大きさを変えられますが、これ以外に、以下の点にも配慮しましょう。

- ・ 字体……ゴシック体が読みやすいとされる
- ・ 太さ……あまり細い線は認識できない
- ・ 間隔……詰まりすぎていると字の識別が難しい
- ・ ページ数……長文の資料では元の資料のページ数が分かるようにする
- ・ 位置関係……「左図」「下の資料」などの表現でよいか

また、手書きで大きな文字を書いて伝える場合も、文字の大きさやペンの太さに留意しましょう。

音声

音声テープ・CD・DAISY・代読

点字が利用できない人にとって、耳からの情報は非常に重要です。点字資料と並んで、音声による資料が利用されることもあります。

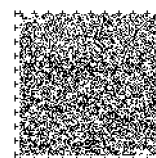
たとえば、千葉県では、県内の視覚障害のある人を対象に、県政の重要施策や文化施設の案内、各種情報を点字又は音声により提供するため、「ちば県民だより」や「ちば県議会だより」等から記事を編集し、「点字広報紙」・「声の広報紙」として発行しています。「声の広報紙」は、カセットテープまたはCDに録音して希望者に郵送されます。また、点字図書館では、点字図書と録音図書の両方を扱っています。

カセットテープやCDよりも進んだ技術として、DAISY (Digital Accessible Information **SY**stem) という仕組みがあります。DAISYによるデジタル録音図書には、音声、テキスト、図書の構成や見出しなどを収録できます。特に、録音された音声とテキストがすべて含まれたマルチメディア DAISY 図書では、利用者が自らの障害特性にあった方法を選んで利用することが可能です。

また、音声資料が用意されていない場合でも、そばにいる人が印刷物の内容を代わりに読み上げる「代読」は簡単に提供できる一般的な手段です。ただし、その内容によっては周囲の人に聞こえないような配慮が必要です。さらに、第三者に代読してもらうこと自体に抵抗がある場合もあります。

音声コード

音声コードとは、二次元バーコードにテキストデータを収録したもので、専用の読み取り装置や、音声コードリーダーが搭載された携帯電話、対応アプリをインストールしたスマートフォンを利用してコードを読み取ることで、収録内容を音声で読み上げさせることができます。



音声コードの例

現在、国内で利用が進められているコードとしては、日本視覚障がい情報普及支援協会 (JAVIS) が開発している「Uni-Voice」があります。Uni-Voice は、これまで開発されていた活字文書読み上げ装置 (スピーチオ、テルミー)、音声コードリーダー搭載の携帯電話 (一部のらくらくホンや簡単ケータイ)、スマートフォンアプリで読み上げが可能です。

視覚障害のある人のために音声コードを提供する際には、用紙の規定の箇所にコードを貼付 (印刷) し、その脇に識別のための半円の切り欠きを設けます。

音声コード付きの文書を作成するには、音声コード作成ソフトをパソコンにインス

ツールする方法と、印刷業者に依頼する方法とがあります。音声コード作成ソフトとしては、たとえば下記のものがあります。

- ・ Uni-Voice 作成ソフト「JAVIS Appli」

<http://www.javis.jp/>

Microsoft Word に組み込んで使用。平成 29 年 1 月現在、自治体・公共団体には無償提供されている。

また、印刷業者に依頼する場合は、

- ・ 上記ソフトで作成した音声コードを画像として渡して印刷を指示する
- ・ 通常の印刷物に音声コードを貼付して印刷するよう指示する
- ・ 帳票印刷の際に内容を音声コードでも印刷するよう指示する

などの方法があります。最近の例としては、「ねんきん定期便」や「マイナンバー通知カード」にその人ごとの内容を収録した音声コードが印刷されています。これらは個人情報を含んでいますが、音声コードであれば他人に代読してもらおうことなく内容を知ることができます。

スクリーンリーダー

スクリーンリーダーは、パソコンやスマートフォンなどの情報機器の画面上の文字情報や操作内容を音声で読み上げることで、視覚に障害のある人でも情報機器が利用できるようにするソフトです。Windows や MacOS などの OS が標準である程度の機能を備えているほか、PC-Talker、JAWS、NVDA、FocusTalk（いずれも Windows 用）などの専用ソフトがあります。また、NetReader のように Web ページの閲覧に特化した音声ブラウザや、ALTAIR のようにウェブブラウザ、メールソフト、テキストエディタなどを統合したソフトもあります。

従来の単機能の音声読み上げソフトでは、読み上げることのできる形式はテキストファイルにほぼ限られていましたが、スクリーンリーダーの発展と普及により、視覚障害があっても他の人と同様に様々なアプリケーションを利用できるようになった人もいます。電子データで情報を提供する際は、その人ごとに最適なファイル形式が異なる可能性があることに留意しましょう。

聴覚障害のある人が利用するコミュニケーション手段

手話

手話とは

手指の動き（指さしを含む）や表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する視覚言語です。ろう者は、手話を言語として日常生活を送っています。

手話は音声言語（日本語など）とは異なる言語体系を持ちます。なお、国や地域によって使われている音声言語が異なるのと同じように、手話も国や地域によって表現方法が異なります。

手話表現にない、人名や地名などの固有名詞などを表現する場合は、指文字を使います。指文字は、手指の形や動きを使い、五十音、数字、アルファベットなど、音声言語の文字そのものを表現する方法です。

手話通訳を利用するには

手話通訳者は、手話と音声言語の両言語間を通訳し、それぞれを使う人の中でのコミュニケーションの橋渡しをします。手話通訳を利用する場合、依頼者によって方法が異なります。

- 当事者本人が日常生活のために依頼する場合……市町村の「地域生活支援事業（意思疎通支援）」として、居住する市町村に手話通訳者の派遣を依頼します。派遣される範囲や用途は市町村ごとに決められています。事業の財源は国や地方自治体が負担しているので、当事者の費用負担は原則としてありません。

聴覚障害のある人が手話通訳者を同伴して訪れた際は、同席できる環境を整え、通訳者のために本人と同じ資料を用意しましょう。

- 会議の主催者などが依頼する場合……市町村や県ごとに手話通訳等派遣事業を実施している団体に申し込み、費用は原則として依頼者が負担します。会議やイベントでは参加者の居住地や会場が同一市町村内にとどまらない場合も多いので、その際には県域全体の手話通訳派遣事業を利用することになります。

※派遣事業実施団体については、巻末を参照

費用、手続き方法については、派遣事業実施団体に確認してください。また、手話通訳のために必要な環境や注意点などは、このガイドラインを参照するとともに、事前に派遣事業実施団体等に確認してください。特に、通訳者のための人数分の席と資料は忘れずに用意しましょう。

要約筆記

要約筆記とは

音声で聞きとった話を要約し、手書き又はパソコン等で文字に書き表して聴覚障害のある人に伝える方法で、聴覚障害のある人にとって重要なコミュニケーション手段です。訓練を受けた要約筆記者が行うもので、筆談とは異なります。

要約筆記の方法はいくつかあります。

1. 要約筆記者が当事者の横で紙に書く（ノートテイク）
2. 要約筆記者が書いた紙をカメラで読み取りプロジェクタ等で大きく投影
3. 要約筆記者がパソコンに文字を入力してプロジェクタ等で大きく投影

1は個人に対する手段で、筆記用具さえあれば場所を選ばず可能ですが、大人数が同時に要約筆記サービスを利用するには不向きです。2、3は大人数が同時に利用できるため、会議や講演会などに適していますが、事前の準備が不可欠です。

要約筆記を利用するには

要約筆記も、手話通訳と同じ意思疎通支援として位置づけられ、要約筆記者が派遣されています。利用する際の依頼方法は手話通訳と同様です。

要約筆記の場合、機材、用具、環境などの用意が必要です。方法に応じて下記のものを用意します。詳細は派遣事業実施団体に事前に確認してください。

- ・人数分の座席と机……会議などでは、手書きの要約筆記は二人一組、パソコン要約筆記は四人一組（状況に応じて二人一組）で交替して担当することが一般的
- ・筆記用具：サインペン、用紙（例：A4 コピー用紙）など
- ・カメラ、プロジェクタ、スクリーン……投影の場合
- ・パソコン等一式……パソコン要約筆記の場合。必ず要約筆記者が持ち込む用具と、依頼者が用意するか借用するか選べる用具とがある
- ・事前資料……会議のプログラム、挨拶文や説明の原稿など、可能な範囲でなるべく提供する

なお、要約筆記で使われた用紙等は、音声での会話と同様にその場限りの性格のものと位置づけられていますので、議事録等に転用するべきではないとされています。

耳マーク



耳マーク

1975年にデザインされた「耳のシンボルマーク」に起源を持つもので、現在は一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が管理しています。難聴者・中途失聴者そのものを表すマークではなく、聞こえない人々の存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくためのシンボルとして使われています。聴覚に障害のある人が耳マークを示すことで、聞こえが不自由なことや配慮が必要であることを伝えることができます。また、受付や窓口はこのマークに提供可能な配慮（口元を見せて話す、筆談で対応するなど）を書き添えて掲示することで、聴覚に障害のある人にとって配慮の申出がしやすくなります。

手話マーク・筆談マーク



手話マーク



筆談マーク

一般財団法人全日本ろうあ連盟が平成28年12月に策定したマークです。手話マークは「手話で対応します」「手話でコミュニケーションできる人がいます」という意味を、筆談マークは「筆談で対応します」という意味を表します。様々な施設の窓口に掲示したり、イベント会場等で手話のできる案内係が身につけたり、当事者自身がコミュニケーション方法の配慮を求める際に提示したりすることを想定して策定されました。

補聴援助システム

マイクに入力した話し手の声を、補聴器や受信機内蔵の人工内耳に送信し、聴き取りを改善するシステムです。補聴器は比較的近くの音（3メートル程度まで）を聞くには適していますが、遠方の音を聞こえやすくするのは困難です。このため、補聴器が周囲の騒音を拾ってしまうような騒がしい場所や、反響の多い場所、話し手と聞き手との距離が離れている場所などで役立ちます。電波の送信方法には、FM方式とデジタル方式とがあります。

また、補聴器を付けた人の周囲に磁界を発生させ、補聴器に内蔵したコイルを共鳴させることで会場の放送設備等の音を直接補聴器に伝える「磁気ループ」（磁気誘導ループ）と呼ばれる設備もあり、常設型のほかに任意の場所や個人に対応できる移動型のものもあります。

盲ろう者が利用するコミュニケーション手段

盲ろう者向け通訳・介助員

盲ろう者とのコミュニケーション手段の提供と、移動の際の介助を行います。利用するコミュニケーション手段は個人ごとに異なるので、その人に合った方法で通訳を行います。また、盲ろう者は移動にも困難さがあるので、自宅を出発してから帰宅するまで通訳・介助員が同行します。これは、用事のある場所で待ち合わせればよい手話通訳や要約筆記と異なる点です。

盲ろう者向けに通訳を行う場合、通訳・介助員は盲ろう者と並んだり向かい合ったりして座るので、どのような並び方が適切か事前に確認して座席を用意します。また、通訳・介助員のためにも配布資料などを用意します。

当事者が盲ろう者向け通訳・介助員を利用するときは、派遣事業実施団体に依頼します。県内では特定非営利活動法人千葉盲ろう者友の会が派遣事業を行っています。なお、盲ろう者向け通訳介助員が通訳と移動の介助の両方を行う以外に、移動支援や同行援護と手話通訳のサービスを組み合わせて利用している場合もあります。

カラーユニバーサルデザインと色弱

色の見え方と色弱者

私たちは、目から取り入れた光を網膜の細胞（視細胞）で感じ取り、明暗や形、色を判別しています。色を感じ取る細胞（錐体細胞）は3種類あり、それぞれ波長の異なる光（赤、緑、青に相当）に反応し、その組み合わせで色を知ることができます。

遺伝子の多様性によってこの細胞の感覚が異なることで、特定の異なる色を見分けることが難しい場合があります、日本では男性の約5パーセント、女性の0.2パーセントが該当するとされています。色の感じ方が異なるだけであり視力そのものには影響がなく、また、すべての色を見分けられないわけではありません。

今まで、このように色の見え方が異なることを「色盲」、「色覚異常」と呼んでいたこともありましたが、あくまで色の見え方の少数派であるに過ぎず、その結果社会の中で弱い立場に置かれているという状況から、「色弱者」と呼ぶ考え方が広まってきています。

カラーユニバーサルデザインの考え方

色弱の人にも見分けやすい色づかいや、色と他の視覚的情報との併用によって、より多くの人に情報が伝わるよう心がける考え方が、カラーユニバーサルデザインです。色を使うことそのものを制限するのではなく、より効果的な色の使い方を工夫することで、誰にでもわかりやすいデザインを目指します。

色覚シミュレーション

色を活用した印刷物やサイン等を作成する際、色弱の人にとってどのように見えているかを検証することで、必要な情報が伝わらない色使いを避けることができます。もっとも確実な方法は、実際に色弱の人に見てもらうことです。それ以外に、専用のゴーグル（メガネ）やスマートフォンアプリで、擬似的に色弱の人の見え方を体験できるものが開発されています。

○ 色のシミュレータ

スマートフォンのカメラを利用して、画面上に色弱の人の見え方を再現するアプリがあります。一口に色弱といっても見え方には複数あるので、それぞれの見え方がわかるようになっています。Android版、iOS版が無償で提供されています。

先進的な取組について知る

最新技術の活用

この章では、最新技術を活用したサービスや商品の実例を紹介しています。必ずしも行政サービスに直接関わるものとは限りませんが、配慮の工夫の例として参考にしてください。

複数の方法で情報が利用できる機器

●視覚障害の人も利用できる ATM

ATM（現金自動預払機）の多くは、表示画面がタッチパネルを兼ねていて、画面に触れながら操作します。しかし、視覚障害のある人にとっては、

- ・表示内容がわからない
- ・どこを押したらよいかわからない

という問題があります。表示内容の代わりに音声ガイダンスを流すと、プライバシーに関する内容が周囲の人に聞こえてしまいます。

そこで、視覚障害のある人も利用できる ATM では、テンキー付き受話器（ハンドセット）が設置されています。タッチパネルを使わずにテンキーで操作ができ、音声ガイダンスは受話器からのみ聞こえる仕組みです。もちろん、ハンドセットを使わずに通常の ATM として利用することもできます。

ハンドセット付き ATM の普及率（台数）は、平成 28 年 3 月末現在で全金融機関の ATM のうち約 82 パーセントです。（金融庁「障がい者等に配慮した金融機関の取組みに関するアンケート調査」）

●聴覚障害の人も利用できる AED

心停止状態の人の蘇生手段である AED（自動体外式除細動器）は、医療従事者以外でも操作できるようになったことから、公的機関や公共の場所に設置が進んでいます。操作方法を音声で案内する機器が一般的ですが、聴覚障害のある人でも使用できるよう、液晶画面を装備して文字や絵の案内を併用する機器もあります。

このように、音声案内と画面表示を併用することで、より多くの人に情報が伝わるよう配慮した機器が開発されています。

●障害のある人も参加できる会議システム

聴覚障害のある人が会議に参加する場合の情報保障としては、手話通訳や要約筆記を利用する方法が一般的ですが、通訳のタイムラグや情報の詳しさの点で、他の

参加者と比べて参加しづらい場合があります。また、聴覚障害のある人に加えて音声機能障害のある人や吃音の人なども、発言の機会を逸してしまうことがあります。最近では、先進的な会議システムとして、会議参加者全員に個別のパソコンを用意し、音声認識技術によって会議参加者の発言が即座に全員のパソコンに表示され、また文字入力でも発言できるような仕組みも開発されています。

また、会議の性質や参加者の状況によっては、専用の機器を使わなくても、メールでの打ち合わせに切り替えることで、情報の入手、表明、理解に時間のかかる人や、移動に制約がある人に配慮した形でやりとりができる可能性もあります。

特定の障害を補う機器

●視覚障害の人の移動を支援する機器

視覚障害のある人が初めて訪れる場所を一人で歩く際には、障害特性に配慮した詳細な案内が不可欠です。最近では、建物の随所に多数の発信器を設置し、手元の機器（専用端末やスマートフォンアプリ）と通信することで、正確な現在地とそれに応じた誘導を提供することで視覚障害のある人の移動を支援する仕組みの実証実験も行われています。

もちろん、不慣れな場所では人の案内も頼りになるので、障害のある人が迷ったり戸惑ったりしているときは、積極的に声をかけることも大切です。

●弱視の人にも見やすい操作画面

鉄道駅の券売機や銀行の ATM などの操作には、カラフルな液晶画面のタッチパネルが使われています。弱視の人にとっては、コントラストの強いモノクロ画面のほうが見やすい場合もあるので、利用者ごとに画面の表示が切り替えられるようなボタンを用意した券売機や ATM があります。同様の機能は、パソコンやスマートフォンの OS の多くも備えています。

●難聴の人に聞こえやすい工夫

難聴の人には、特に聞こえづらい、あるいは比較的聞き取りやすい音の高さ（音域）があります。補聴器の多くは、ただ単に音を大きくするだけでなく、その人の特性に合った音で伝わるよう変換する機能を備えています。同様の考え方から、マイクに話しかけた声を聞こえやすい音域に調整してスピーカーから流す機器も開発されています。

なお、特に加齢による難聴の場合は高い声が聞き取りづらくなるといわれています。その人に合った声の高さで、大声になりすぎないように、ゆっくり、はっきり話すことが大切です。

自治体ごとの取組の例

災害時（避難所・避難途上）で活用できるバンダナ（浦安市）

浦安市障がい事業課では、聴覚障害、視覚障害、内部障害など、外見からは支援が必要であることがわからない障害のある人や意思表示が難しい人のために、災害時要援護者用バンダナを作成しています。災害時に支援を必要とする障害のある人がこのバンダナを身に着けることにより、周囲の方に支援が必要であることを伝えることができます。

バンダナの四隅には、「耳がきこえません」「目が不自由です」「身体が不自由です」「避難に支援が必要です」と印刷されており、障がいの内容により使い分けができるようにしています。また、「目が不自由です」と印刷されている箇所にはタグを付け、目が不自由な方でも触って位置がわかるようにしています。

特別支援学校への有権者教育（習志野市選挙管理委員会）

習志野市選挙管理委員会では、近隣の特別支援学校等を訪問し、新たに選挙権を得ることになる高等部の生徒やその保護者を対象に有権者教育を実施しています。実際の投票箱や記載台などを使った模擬投票を行い、投票所で提供される配慮について具体的に説明したり、郵便等による不在者投票などを紹介したりするなどして、障害の有無にかかわらず平等に選挙権を行使できることを伝えようとしています。



特別支援学校での有権者教育の様子
（習志野市選挙管理委員会提供）

情報保障についてより詳しく知る

用語解説

医学モデル

「障害」をとらえる際の考え方の一つです。障害は個人ごとの疾病や心身の状態によって生じているものであると考え、医療や福祉を障害のある人に対して行うことで、障害による困難さを解消しようとするものです。（参照：社会モデル）

意思決定支援

障害のある人が自らのことを自らで決める（自己決定）ために行う支援のことです。意思決定のためには様々な環境づくりが必要です。考える下地となる経験や体験をしていること、判断材料として必要な情報があること、考えを表出する（他人に伝える）方法があることなどが求められます。「意思の決定」は一瞬でなく、「意思を形作ること」全体の支援であることから、一連の支援を「意思形成支援」と呼ぶ考え方もあります。

意思疎通支援

障害のある人が他者と意思疎通（やりとり）をするための支援です。聴覚障害のある人とのやりとりのための手話通訳や要約筆記はその代表的なものですが、それ以外に触手話や指点字（盲ろう者）、代読や代筆（視覚障害のある人等）、コミュニケーションの取り方の配慮（知的障害のある人・発達障害のある人等）、文字盤や意思伝達装置の利用（重度の身体障害のある人・ALS などの難病患者等）などがあげられます。

移動支援

視覚障害のために移動が極めて難しい人の外出をサポートします。同行援護と同様の性格ですが、同行援護が全国一律の障害福祉サービスであるのに対して、移動支援は市町村ごとの判断で実施の有無や内容を決定します。

胃ろう

口から食事をとることができないために、腹部に穴を開けて管を通し、胃に直接栄養を送り込む方法です。在宅での生活も可能ですが、定期的な管の交換などのケアが必要です。

オストメイト

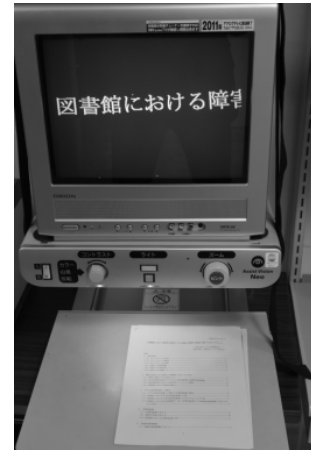
病気や事故によって排せつ機能が失われたために、腹部にストーマ（人工肛門・人

工^{ぼうこう}勝^{しょう}胱) を造設した人のことです。排せつ物は体外の袋（パウチ）にためて、まとめて処理します。日常生活に直接の制約はありませんが、外出時にストーマ装具や皮膚の洗浄が行える場所（オストメイト対応トイレなど）が必要です。

拡大読書器

弱視の人が文字を読むための器具です。文書をカメラで読み取り、倍率やコントラストを調節して投影します。黒地に白文字の方が読みやすい人もいるので、白黒を反転できる機器もあります。

同様の機能をスマートフォンで実現するアプリも複数あります。



合理的な配慮の提供

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例では、障害を理由として不利益取扱いにくわえて、「障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置を行わないこと」を「差別」と定義しています。

また、障害者差別解消法では、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」として、障害のある人から求めがあった際の合理的配慮の提供を行政機関等に義務づけています。

識字障害（ディスレクシア）

知的な障害がないにもかかわらず、文字の読み書きがきわめて困難である障害です。「読む」代わりに読み上げた音を聞く、「書く」代わりにキーボードから入力するなど、他の手段を活用することで困難さを軽減することができる場合もあります。

社会的障壁

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で生じる困難さの原因とされるものです。障害者基本法では、そのような事物、制度、慣行、観念その他一切のものが社会的障壁であるとしています。

社会モデル

「障害」をとらえる際の考え方の一つです。障害とは、障害のある人そのものの状態ではなく、社会的障壁のために生じる困難さであるとする考え方です。障害者基本法や障害者差別解消法、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例では、「障害のある人」の定義として、この社会モデルの考え方を採用しています。

(参照：医学モデル)

社交不安障害

他人との関係で強い恐怖感をおぼえるあまり、強い精神的苦痛をおぼえたり、動けなくなったりするなど、生活に支障が出る障害です。

障害者基本法

昭和 45 年に制定された法律で、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」ことを理念としています。平成 23 年に一部が改正され、「障害者」の定義が、従来の医学モデルから、障害者権利条約に合わせた社会モデルに変更されています。

障害者権利条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。2006（平成 18）年 12 月に国連総会で採択され、我が国は 2007 年 9 月に署名しました。その後、条約の趣旨に沿って国内法の整備を進め、2014 年 1 月に批准書を寄託。同年 2 月 19 日に国内で効力を発生しました。

条例の前文において、障害のある人が人権や自由を生まれながら得られるようにするため、情報・通信を利用しやすいようにすることが重要であるとしています。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として平成 25 年 6 月に成立し、平成 28 年 4 月から施行されました。障害のある人への差別的取扱の禁止を、国や地方公共団体等、民間事業者に対して法的義務としています。また、障害のある人から求めがあった際の合理的配慮の提供については、国や地方公共団体等は法的義務、民間事業者に対しては努力義務としています。

障害者総合支援法

障害のある人が基本的人権を持つ個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活が送れるよう、必要な障害福祉サービス等の支援について定めた法律です。平成 25 年の改正で、難病等患者も障害福祉サービスの対象に含まれるようになりました。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

障害のある人に対する理解を広げて差別をなくす取組を進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目指し、平成 18 年 10 月に制定、平成 19 年 7 月に施行されました。条例では、福祉サービス、医療、情報の提供等 8 つの分野において不利益取扱いを行うこと、合理的な配慮に基づく措置を行わないことを「差別」と規定しています。条例の目的を達成するため、個別事案を解決する仕組み、差別の背景にある制度や習慣を変えていく仕組み、障害のある人にやさしい取組を応援する仕組みの 3 つの仕組みがあります。

障害福祉サービス（障害者総合支援法）

障害者総合支援法では、障害のある人が日常生活を送るための障害福祉サービスについて定めています。具体的には居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助があげられています。

触地図

視覚障害のある人が触って理解できるよう、線を浮き上がらせ、点字で注記を入れた地図です。長期間使用するものは金属板などで作成しますが、プリンタで印刷したものを専用機器で熱すると黒い部分が膨らんで表現できる専用の用紙もあります。



食道発声

通常、音声で会話する際には喉頭にある声帯を震わせることで音を出しています。喉頭がんなどが原因で喉頭を切除すると声が出なくなってしまうますが、腹部にためた空気を押し出しながら食道を震わせて声を出せるよう訓練を行う方法があります。この訓練は、地域の当事者組織が大きな役割を果たしています。（参照：人工喉頭）

人工喉頭

喉頭や気管を切除して声が出なくなった人が声を取り戻す方法の一つとして、食道発声のほかに人工喉頭という機器があります。あごの下に当てた機器の振動を口の中に響かせ、口や舌の形で声を作ります。（参照：食道発声）

人工内耳

通常、外界の音は外耳道から取り込まれ鼓膜を介して内部に伝えられ、最終的に内

耳が音を電気信号に変えて聴神経を刺激することで脳が音と感じています。内耳に障害があると、音が伝わってきても認識することができません。人工内耳は、内耳の代わりに外界の音を電気信号に変換し、聴神経を直接刺激することで聴覚を得ようとするものです。内耳の機能が失われた人にとって現状では唯一の手段とされていますが、障害のない人と同じくらい明瞭に聞き取れるとは限りません。

同行援護

視覚障害のために移動が極めて難しい人の外出をサポートします。移動そのものの援護のほか、外出先での視覚的情報の支援、代筆・代読なども行います。国の基準でサービス対象者や内容が全国一律に定められています。同様のサービスに、一部の市町村が独自に実施している移動支援があります。

白杖

視覚障害のある人が歩く際には、地面や周囲の様子を知るために白い杖を使用します。杖が直接接触することで様子を知る以外に、杖をついたときの反響音も手がかりにしています。全盲の人だけでなく、弱視の人、暗い場所で極端に視力が低下する人など、条件によっては視覚から情報を得られる人も白杖を使っています。

半側空間無視

病気や事故で脳の一部が損傷を受けたことで、本人が注目している領域の左右どちらかが認識できなくなる症状のことです。歩いていても片側に注意がいかずぶつかるまで気づかなかったり、食卓に並べられた食事の半分だけ手をつけずに残してしまったりします。右脳の一部が損傷した場合は左側の半側空間無視が生じることになり、高次脳機能障害の症状の一つとして知られています。また、左脳の一部が損傷した場合は、脳で言語機能を担う部分と近いことから、失語症と右側の半側空間無視を併発することがあります。

筆談具

筆談は、紙とペンがあれば誰でも場所を選ばず簡単にできる配慮ですが、専用の筆談具も様々なものが開発されています。書いたものをすぐに消せる機器は、プライバシーに関する内容を紙に書くことに抵抗がある場合にも役立ちます。また、指で直接なぞって筆記できる機器もあり、握力が弱くペンが持てない人でも使うことができます。いっぽう、その場の筆談だけでは理解や記憶に限界があるので筆談内容を持ち帰りたいと希望する場合もあり、その際は紙やノートの利用が有効です。

FAX110番システム

聴覚障害のある人や発声・発語に障害のある人が警察に通報する際、音声で110番

する代わりに、通報内容を書いて専用番号（0120-110-294）にファクス送信する方法です。

※千葉県以外での通報方法は、各都道府県の警察に確認してください。

不随意運動

障害のため、本人の意思とは関係なく体の一部または全部が動いてしまう現象です。

不利益取扱いの禁止・不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例では、8つの具体的な分野において障害を理由とした不利益取扱いをすることを禁止しています。たとえば情報の提供等の分野では、

- 1.障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- 2.障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

があげられています。

また、障害者差別解消法では、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないとしています。

メール 110 番システム

聴覚障害のある人や発声・発語に障害のある人が警察に通報する際、音声で 110 番する代わりに、インターネットを利用して専用サイト (<http://chiba110.jp/>) にアクセスしてメール形式でやりとりする方法です。

※千葉県以外での通報方法は、各都道府県の警察に確認してください。

参考になるウェブサイト

合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ（内閣府）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

みんなのメンタルヘルス総合サイト（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>

国立障害者リハビリテーションセンター

<http://www.rehab.go.jp/>

発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）

http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/

WiTH 共に、豊かに生きていく（文京学院大学）

「障害のある人への合理的配慮を推進する企業向け職場用実践リーフレット」

<http://www.u-bunkyo.ac.jp/faculty/human/2016/09/with.html>

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり（千葉県）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/shougai-kurashi/>

マンガでわかる障害者差別解消法（千葉県）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/kenriyogo/kaishouhou/manga/>

障害のある人の情報・コミュニケーション手段に関する相談先

このガイドラインについて

- 千葉県健康福祉部障害福祉課 障害者権利擁護推進室（平成 29 年 3 月まで）
電話：043-223-2935 FAX：043-222-4133
- 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 共生社会推進室（平成 29 年 4 月から）
電話：043-223-2935 FAX：043-221-3977

点字・点字図書・録音図書について

- 千葉県文書館
電話：043-227-7555 FAX：043-227-7550
- 千葉県立図書館
中央図書館 電話：043-222-0116 FAX：043-225-8355
西部図書館 電話：047-385-4133 FAX：047-384-1371
東部図書館 電話：0479-62-7070 FAX：0479-62-7466
- 社会福祉法人愛光 視覚障害者総合支援センターちば（旧・千葉点字図書館）
電話：043-424-2501 FAX：043-424-2486

千葉県ホームページウェブアクセシビリティ方針について

- 千葉県総合企画部報道広報課 放送・インターネット班
電話：043-223-2245 FAX：043-227-0146

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）について

- 千葉県健康福祉部障害福祉課 障害保健福祉推進班（平成 29 年 3 月まで）
電話：043-223-2340 FAX：043-222-4133
- 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班（平成 29 年 4 月から）
電話：043-223-2340 FAX：043-221-3977

手話通訳、要約筆記の派遣制度について

- 千葉県健康福祉部障害福祉課 障害保健福祉推進班（平成 29 年 3 月まで）
電話：043-223-2340 FAX：043-222-4133
 - 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班（平成 29 年 4 月から）
電話：043-223-2340 FAX：043-221-3977
- ※派遣申込は、当事者の居住市町村または派遣事業実施団体等に行います。

災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き、 災害時における避難所運営の手引きについて

- 千葉県防災危機管理部防災政策課 地域防災力向上班
電話：043-223-2176 FAX：043-222-5208

千葉県防災ポータルサイトについて

- 千葉県防災危機管理部危機管理課 情報通信管理室
電話：043-223-2178 FAX：043-222-5219

千葉県の危機管理体制について

- 千葉県防災危機管理部危機管理課 危機管理室
電話：043-223-2168 FAX：043-222-1127

健康危機管理について

- 千葉県健康福祉部健康福祉政策課 健康危機対策室
電話：043-223-2675 FAX：043-222-9023

当事者・支援者・関係団体一覧

視覚障害

- 公益社団法人千葉県視覚障害者福祉協会
《点字資料、音訳テープの作成等》
電話：043-421-5199 FAX：043-421-5179
ウェブサイト：<http://tisikyo.sakura.ne.jp/>
電子メール：tisikyo@syd.odn.ne.jp
- 社会福祉法人愛光 視覚障害者総合支援センターちば
《点字印刷物の製作、用具の販売、ITに関する利用相談・情報提供等》
電話：043-424-2501 FAX：043-424-2486
ウェブサイト：<http://www.center-aikoh.net/>
電子メール：center@rc-aikoh.or.jp
- 社会福祉法人あかね ワークアイ・船橋
《点字製本・点訳、テープ雑誌の制作、ウェブアクセシビリティ診断等》
電話：047-336-5112 FAX：047-336-5114
ウェブサイト：<http://akane-net.or.jp/>
電子メール：work-eye@gray.plala.or.jp

●特定非営利活動法人トライアングル西千葉

《点訳資料の作成》

電話：043-206-7101 FAX：043-207-7153

ウェブサイト：http://www9.plala.or.jp/triangle_nishi/

電子メール：triangle@xpost.plala.or.jp

●日本視覚障がい情報普及支援協会

《視覚障害のある人のための音声コードの開発・普及》

ウェブサイト：<http://www.javis.jp/>

聴覚障害

●社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会（千葉聴覚障害者センター）

《手話通訳・要約筆記に関する相談・派遣等の支援》

電話：043-308-6372 FAX：043-308-5562

ウェブサイト：<http://www.chibadeaf.or.jp/>

電子メール：chibadeaf@deaf.or.jp

●特定非営利活動法人千葉県中途失聴者・難聴者協会

《筆記ボードの普及等》

電話・FAX：047-432-8039

ウェブサイト：<http://www.normanet.ne.jp/~nanohana/>

電子メール：ccnk39@kzd.biglobe.ne.jp

盲ろう

●特定非営利活動法人千葉盲ろう者友の会

《盲ろう者通訳・介助員の派遣等》

電話・FAX：043-242-9258

ウェブサイト：<http://www015.upp.so-net.ne.jp/chibadb/>

電子メール：chibadb@hotmail.co.jp

音声等

●京葉喉友会

《喉頭を摘出した音声機能障害のある人の発声訓練・情報交換等》

電話・FAX：04-7159-2163

電子メール：it181325@yahoo.co.jp

●千葉言友会（吃音のある人の自助グループ）

ウェブサイト：<http://chibag-y-k.jimdo.com/>

電子メール：chibagenyuukai@gmail.com

身体障害

●社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会

電話：043-245-1746 FAX：043-245-1578

ウェブサイト：<http://chibashinsyoukyou.style.coocan.jp/>

電子メール：BCG03245@nifty.com

難病等

●千葉県総合難病相談支援センター・地域難病相談支援センター（県内9箇所）

連絡先・所在地等詳細は <http://www.nanbyosien-chiba.jp/>

●日本ALS協会千葉県支部

ウェブサイト：<http://als-chiba.org/>

知的障害

●千葉県手をつなぐ育成会（知的障害者の保護者、支援者の団体）

電話：043-246-2181 FAX：043-242-6494

ウェブサイト：<http://www.chi-ikuseikai.com/>

電子メール：info@chi-ikuseikai.com

重症心身障害

●千葉県重症心身障害児（者）を守る会

電話：043-242-1230 FAX：043-248-2884（ワークホームさいわい内）

精神障害

●特定非営利活動法人千葉県精神障害者家族会連合会

電話：090-3095-7938

電子メール：chibakenkaren@gmail.com

高次脳機能障害

●千葉リハビリテーションセンター 高次脳機能障害支援センター

電話：043-291-1831 FAX：043-291-1857

ウェブサイト：<http://www.chiba-reha.jp/koujinou-center/>

発達障害

●千葉県発達障害者支援センター（CAS）

電話：043-227-8557 FAX：043-227-8559

ウェブサイト：<http://www5e.biglobe.ne.jp/~cas-cas/>

●千葉県自閉症協会

電話 : FAX : 043-227-8565 (CAS 内)

ウェブサイト : <http://www.interq.or.jp/japan/aschiba/>

●千葉発達障害児・者親の会コスモ

ウェブサイト : <http://cosmohp.web.fc2.com/>

色弱

●特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構

ウェブサイト : <http://www.cudo.jp/>